

改正による年負担額の変化

(上段:移し替え前 下段:移し替え後)

夫婦+子ども2人の場合

給与収入	所得税	住民税	合計	負担増減額
300万円	0円	9,000円	9,000円	±0円
	0円	9,000円	9,000円	
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	±0円
	59,500円	135,500円	195,000円	

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当。また、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています

65歳以上で夫婦2人の場合

年金収入	所得税	住民税	合計	負担増減額
250万円	39,000円	24,500円	63,500円	±0円
	19,500円	44,000円	63,500円	

平成19年から、地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金が移し替えられることにより、所得税と住民税の税率が変わりました。

平成19年度分から所得税は減り、住民税は増えることとなりますが、税金の移し替え

なので、皆さんの合計負担額が変わることは基本的にはありません。

※景気回復による定率減税の廃止や皆さんの収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変動します

問 税務課 住民税班
☎(70)0321

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置



高齢者や要介護認定者などが居住する住宅で、平成19年4月1日から平成22年3月31日の間にバリアフリー改修工事が完了した場合、固定資産税が減額されることとなりました。

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、高齢者・要介護認定者・要支援認定者・障害者が居住する住宅のバリアフリー改修工事(自己負担額30万円以上)を行った場合、該当家屋の固定資産

◆住宅の要件

平成19年1月1日以前に建てられた住宅であること(賃貸住宅は除く)。また、併用住宅などの場合は、居住部分の面積割合が家屋全体の2分の1以上であること

◆対象となる改修工事

①廊下の拡張、②階段のこう配の緩和、③浴室の改良、④便所の改良、⑤手すりの取り付け、⑥床の段差の解消、⑦引き戸への取り換え、⑧床の滑り止め

◆居住者の要件

申告時、改修した家屋に次のいずれかの方が住民登録していること

◆減額措置の手続き

申・問 税務課 資産税班
☎(70)0322

改修工事が完了後3カ月以内に「高齢者等居住改修住宅固定資産税減額申告書」を提出してください。

▼添付書類(原本はコピー後お返しします)

- ・改修工事に要した費用を証する書面の原本(契約書・領収書等)
- ・工事内訳書の原本(見積明細書等)
- ・改修工事が行われた場所を撮影した写真
- ・介護保険被保険者証・身体障害者手帳(該当の方のみ)
- ・補助金等の交付・給付決定書(補助金等の交付・給付を受けた方のみ)

住民票・印鑑登録証明書等の各種手数料

問 住民課 ☎(70)0340

種類	変更前	変更後
住民票	200円	300円
住民票除票		
改製原住民票		
住民票記載事項証明書		
住民基本台帳の閲覧		
戸籍附票		
除附票		
改製原附票		
印鑑登録証明書		
印鑑再登録		
不在住証明書		
身分証明書		
地区別人口表		
結婚相談業者等提出用証明書		



7月1日から各種手数料が一部改正

手数料の適正化を目的として、7月1日から住民票・印鑑登録証明書・所得証明書等の諸証明手数料が、一部変更となります。その他の証明書等の手数料は従来とおりです。

税務諸証明手数料

問 税務課 ☎(70)0323

種類	変更前	変更後
公課証明書	200円	300円
資産証明書		
評価証明書		
所有証明書		
閲覧		
納税証明書		
非課税証明書		
課税証明書		
所得証明書		
記載事項証明書		
法人住所証明書(軽自動車用以外)		

栄養士だより ⑥2

食事バランスガイドを活用しましょう⑤

3・5月号では1日の活動エネルギー量に応じて必要な主食・副菜の目安量を紹介してきました。

今月はあらためて自分の1日に必要なエネルギー量(カロリー)をチェックするとともに、「何を」「どれだけ」食べたらよいかを全体的に見てみましょう。※疾病等があり、医師から食事の摂取エネルギーが指示されている場合はこのとおりではありません

自分の1日分の適量をチェック

単位: kJ

	エネルギー	主食	副菜	主菜	乳製品	果物
6~9歳 男・女	1800Kcal (1600~2000Kcal)	4~5	5~6	3~4	2	2
10~11歳 男	2200Kcal (2000~2400Kcal)	5~7	5~6	3~5	2	2
10~17歳 女						
12~17歳 男	2600Kcal (2400~2800Kcal)	7~8	6~7	4~6	2~3	2~3
18~69歳 女						
18~69歳 男						
70歳以上 男・女						

※身体活動レベルの見方
「低い」=1日のうち座っていることがほとんど。
「ふつう」=座り仕事を中心だが、歩行・軽いスポーツ等を5時間程度は行う。さらに強い運動や労働を行っている人については、その内容や時間に応じて適宜、調整が必要

<肥満者の場合>
肥満(成人でBMI≥25)の場合には、体重変化を見ながら適宜エネルギー量を「1ランク」下げる等の工夫が必要となる。

☆身体活動レベルが「低い」に該当する人は、歩くなどの軽い「運動」をして、身体活動レベルを上げましょう。

問 健康介護課 健康指導班 ☎(72)8321

保健師だより

基本健康診査と総合健診がはじまります

基本健康診査の時期になりました。今年は何年通りの基本健康診査・胸部レントゲン検診に加え、総合健診を導入しました(総合健診の申込・受付は終了しました)。

日本人の死因の6割は生活習慣病によるものです。生活習慣病は発症してからでは治療が大変になるものも多く、早期の発見・対応が重要ですが、それよりも大切なのは、早めに体の変化に気づき、生活を改善して病気を予防することです。

最近何かと話題の「メタボリックシンドローム」も内臓脂肪の蓄積が高血圧症、高脂血症、糖尿病の発病を促進するということが注

目を集めています。内臓脂肪の蓄積は突然起こるわけではなく、数年から10年単位で少しずつ変化していくものです。この経年的変化を知るのに役立つのが健康診査です。年々の変化は少しずつでも、5年前・10年前と比べると大きな変化があるかもしれません。結果が正常範囲にあるうちに生活改善をしていくことが、将来の健康を維持することにつながります。

基本健康診査は40歳以上の方が対象です。過去2年間健診を受けてない方には問診票が送られますので、ご連絡ください。主治医がいる方は、主治医の下で必要な健診・検査を受け、医師の指示により生活改善をしていきましょう。

問 健康介護課 健康指導班 ☎(72)8321